

## 試験委員登録規約

### 第1条（目的）

本規約は、一般社団法人全国検定教育振興会（以下「当会」）が実施する検定試験の試験委員への登録を希望する者、及び登録を行った者に適用するものとする。

### 第2条（登録申請）

- 試験委員として登録を希望する者は、別に定める登録申請フォームより、代表理事に申請する。
- 代表理事は、前項の申込みがあったときは、理事の決議により、登録の承認・不承認を決定する。
- 登録された試験委員には登録証を発行する。

### 第3条（試験委員の権利）

- 試験委員は、当会の主催する検定試験の実施責任者となる。
- 試験委員に登録したものは、同時に当会の賛助会員となる。

### 第4条（登録期間）

試験委員の登録期間は3年とし、同一条件で自動更新される。

### 第5条（申請料・登録料・更新料）

試験委員の申請料・登録料・更新料は、すべて無料とする。

### 第6条（試験委員の資格喪失）

試験委員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 退会したとき。
- 除名されたとき。
- 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- 当会が解散したとき。

### 第7条（退会）

試験委員は、代表理事に書面もしくはメールによる退会届に登録証を添えて提出することにより、任意に退会することができる。

### 第8条（除名）

試験委員が次のような行為をしたときには、理事の決議により、これを除名することができる。

- 試験委員としての義務に違反したとき。
- 当会の名誉を毀損し、もしくは目的に反する行為をしたとき。
- その他除名すべき正当な事由があるとき。

## **第9条（譲渡禁止等）**

試験委員は、試験委員として有する権利を第三者に貸与、譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとする。

## **第10条（試験委員資格喪失に伴う権利及び義務）**

1. 試験委員がその資格を喪失したときは、当会に対する（試験委員としての）権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
2. 当会は、試験委員がその資格を喪失しても、既納の拠出金品は、これを返還しない。

## **第11条（免責）**

当会が試験委員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、間接損害、特別損害、遺失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、責任を負わない。

## **第12条（個人情報の保護）**

1. 試験委員の個人情報については適切な管理を行う。利用目的は以下の通りであり、法令で定める場合を除き、業務遂行上必要な範囲で利用する。
  - ① 検定試験の管理・運営に関する事務処理
  - ② 当会の事業に関連する事務処理
2. 試験委員の個人情報を、試験委員自身の同意なしに第三者に開示・提供しない。ただし、法令により開示を求められた場合、又は裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた場合には、試験委員自身の同意なく個人情報を開示・提供することがある。
3. 試験委員の個人情報が特定されないように配慮した上で、試験委員名簿及び試験会場を、インターネットの当会ウェブページ等に掲載する。

## **第13条（規約の追加・変更）**

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事の決議により定める。
2. 当会は、理事の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。当会により変更された本規約は、当会のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後試験委員は、当該変更された本規約に拘束される。

### **(付則)**

本規約は、平成22年4月1日から施行する。

本規約は、令和6年4月1日から施行する。